結果 矢板市消防団表彰

他の団員の見本となる優秀な団員に対し、表彰が行わ れました。今後のさらなる活躍を期待しています。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、矢板市消 防団通常点検および放水訓練は中止となりました。

問い合わせ/くらし安全環境課危機対策班

25 (43) 1114

栃	栃木県知事表彰					
ħ.	模範団員	齋藤	康浩(第4分)団)		
栃	栃木県消防協会長表彰					
	功績章	笹沼	長生(第5分)団)		
	30 年勤続	斎藤	勝利・野川	貴史		
	25 年勤続	東泉	喜之・渡邊	裕久		
勤	20 年勤続	竹内 星野	智紀・中山 和幸・船山		秀夫・鈴木 勝実	和則
劫続章	15 年勤続	揚石 黒尾 石塚 白石	瑞木・中村 文彦・手塚 美浩・石塚 盛人	康伸・小林	高行・濱西 耕史・猪瀬 敬志・矢野目	広行
	10 年勤続	斎藤登 石川 手塚 鏑木		正広・渡邉	3	友寿 淳 哲也
	配偶者にする感謝状	斎藤	和枝			
亲	見子表彰	東泉	喜之•東泉	直人		

栃木県消防協会塩谷支部長表彰				
優良分団	第3分団第1部 部長:林 拓也 団員:18人 管轄区域:片岡1・2・3・4区、片岡南、 越畑、石関、玉田、コリーナ矢板			
善行章	八木澤進治・岡﨑 弘寿・栗城 恵三・石川 裕行 渡邊 博昭・小林 耕史・加藤 剣・大久保好晃 薄井 紀夫			
5 年勤続	小野 陽子・野川 翔・増渕 和成・関谷 安成 笹沼 朝・豊田 裕・弦巻 賢介・村上 裕佑 寺戸 靖・格和 貴弘・北澤 岳人・河井 博崇 古河 英晃・小川 雄也・黒鵜 強・青木 翼 荒井 英幸・阿久津 徹			
配偶者に 対する感謝状	肥後 真澄			

矢板市長表	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
20 年勤続	竹内 智紀・中山 幸紀・長谷川秀夫・鈴木 和則 星野 和幸・船山 幸男・中山 勝実
優良団員	斎藤 弘樹・田城 光崇・柴山 太郎・増渕 和成 齋藤 友寿・鶴野 幸太・薄井 美宏・平井 功 笹沼 光則・村上 裕佑・竹内 淳一・小島 秀彦 齋藤 豊・齋藤 隆洋・提箸 誠・後藤 哲也 手塚 靖史・益子 敬俊・吉田 智・阿久津 徹
機械器具整備 状況優秀の部	

(順不同・敬称略)

11月9日(月)~15日(日)は秋の火災予防運動

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、住民の皆 さんに防火防災に関する意識や防災行動力を高めていた だくことにより、火災の発生を防ぎ、万一発生した場合 にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と貴重な財 産を守ることを目的としています。

問い合わせ/

くらし安全環境課危機対策班 ☎(43)1114 **25** (44) 2511 矢板消防署

【住宅防火いのちを守る7つのポイント】

● 3 つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を 消す。

● 4 つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置
- ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐため に、防炎品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器な どを設置する。

- ④ 高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所 の協力体制をつくる。
- ※日頃から火災時の避難方法、経路などについて検 討しておくことが重要です。

【住宅用火災警報器は適切な維持管理が必要です】

住宅用火災警報器は、火災や煙などを感知して、 音声や警報音で知らせてくれるので、火災の早期発 見に大変有効です。住宅用火災警報器が適切に作動 するか点検ボタンを押すなどして確認し、定期的に ほこりなどをふき取りましょう。また、住宅用火災 警報器本体の交換目安は10年です。

市からのお知らせ **Yaita Information**

消費生活センターからのお知らせ

●災害後の住宅修理トラブルにご注意ください!

近年、台風や大雨などによる被害が多く発生して います。災害後は、住宅修理や便乗商法などトラブ ルが多発する傾向にあります。住宅の修理が必要な場 合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取った り、周囲に相談したりした上で慎重に契約をしましょ う。また、日頃から安心して依頼ができる事業者につ いて情報を集めておくことも大切です。

消費生活に関することで「おかしいな」「困ったな」 と思ったときは、一人で悩まず、消費生活センター へ相談してください。

※来所による相談をご希望の場合でも、まずは電話での相 談をお願いします。事前の予約がない場合や、相談が混 み合っているときはお待ちいただく場合があります。

多重債務者無料相談会を開催します

11月は栃木県の「多重債務相談強化キャンペー ン」期間です。借金問題解決のために、専門家(弁 護士・司法書士)による一般消費者向けの無料相談 会を開催しますので、ご利用ください。

日時/11月25日(水)12:30~17:00 場所/県庁研修館(宇都宮市塙田 1-1-20)

相談方法/面談方式

申込方法/

県くらし安全安心課 ☎028(623)2135 に電話でお申し込みください。

問い合わせ/

市消費者生活センター(くらし安全環境課内) **25** (43) 3621

NO「密」! 確定申告会場の混雑緩和にご協力ください

確定申告会場は大変混雑することが予想されます。 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で 申請書を作成し、パソコンやスマートフォンから e-Tax または、郵送などで申告書の提出ができます。

令和2年分の確定申告会場(令和3年2月16日~3月 15日)は、新型コロナウイルス感染症対策のため、混雑状 況によっては入場制限をさせていただく場合があります。

~スマホ申告が便利です~

デザインの「スマホ専用画面」を利用して、 所得税の確定申告書を作成し、税務署へ提出 できる大変便利な申告方法です。



詳しくはこちら

各種説明会の中止について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止および参加 される皆さまの安全を考慮し、例年実施している下 記の説明会の開催を中止します。

- ●年末調整等説明会(例年11月開催)
- ●青色・白色決算説明会(例年 12 月開催)
- ●消費税等説明会(例年12月開催)

ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますよ うお願いいたします。

問い合わせ/

氏家税務署 ☎028(682)3311 ※音声案内で「2」を選択してください。

償却資産は申告が必要です

固定資産税は、土地、家屋のほかに償却資産(事業用 資産)も課税対象となります。償却資産の所有者は、毎 年、1月1日現在の所有状況を、資産が所在する市町村 に申告することが法律によって義務付けられています。

償却資産とは…

土地・家屋以外で事業に用いることができる有形資産 例:外構工事や畜舎、ビニールハウスなどの構築物、 太陽光発電設備、各種事業用の機械や装置、大型 特殊自動車、工具、家具、看板など

申告が必要な方/市内に該当資産を所有している個人ま たは法人

申告方法/申告書を税務課に直接または郵送で提出して ください。申告していただいたことがある方には、毎 年12月上旬に申告用紙を送付します。届いていない 方や事業を開始または廃業された方は、お手数ですが 税務課までご連絡ください。

申告期限/毎年1月末日

※令和2年度(今年度)分の申告がお済みで ない方は、早急に申告してください。

申告・問い合わせ/税務課 ☎(43)1115

道路に張り出した樹木は切りましょう



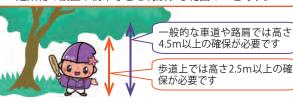
あなたの土地の樹木が道路に倒 れる、または張り出したり枝が落 ちたりして、歩行者などの通行の 妨げとなっていませんか?

樹木が倒れる、または枝が落ち

ることで、通行人がけがをしたり、車を破損したりする と、民法の不法行為となり、相手から損害賠償を請求さ れることがあります。このようなトラブルにならないよ う、樹木の適正な管理をお願いします。

ご存じですか?建築限界

建築限界とは、道路の交通を妨げないよう、 建築物の設置や樹木などを制限する範囲のことです。



次のような行為は道路法で禁止されています。

- ●みだりに道路を傷つけたり汚したりすること
- ●みだりに道路に土や石・竹木などを堆積する、また は、道路上で交通を妨げるような行為をすること

禁止行為に当たる場合、道路管理者から樹木の移転や 伐採命令を受けることがあります。また悪質な違反には、 3年以下の懲役、または100万円以下の罰金が科され ることがあります。道路に関してご不明な点がありまし たら、管理者までお問い合わせください。

道路	道路管理者	
国道 4号	宇都宮国道事務所矢板出張所 ☎ (44)0461	
国道 461 号・県道	矢板土木事務所保全部 ☎(44)2186	
それ以外の道路	矢板市建設課 ☎(43)6212	

問い合わせ/建設課 ☎(43)6212

橋梁補修工事・舗装修繕工事を実施します

橋梁・舗装の老朽化対策や防災・減災対策の取り組み の一環として補修工事を実施します。

通行の支障となる場合もあるかと思いますが、ご協力 お願いします。

工事場所/①市道上町長井1号線2番橋(橋梁補修工事) ②市道沢3号線(舗装修繕工事)

工事期間/① 11 月~令和 3 年 3 月末 ② 11 月~令和 3 年 2 月末

問い合わせ/建設課 ☎(43)6212





「農地利用意向調査」を行います

農業委員会の活動計画の一環として、8月から農地利用 最適化推進委員および事務局職員により、農地の違反転用 の発生防止、耕作放棄地および遊休農地の発生防止を目 的に「農地利用状況調査(農地パトロール)」を行いました。

この結果を基に、耕作されていないと思われる農地の 所有者に対し「農地利用意向調査書」を送付しますので、

「農地における利用の意向について」の書類に漏れなく 記入・押印の上、返送いただきますようお願いします。 この調査後に、耕作を再開されていた場合はご容赦く

問い合わせ/農業委員会事務局 ☎(43)6220

市からのお知らせ **Yaita Information**

令和3年4月1日から使用料・手数料が変わります

市では、受益者負担の適正化を図るため、令和3年4 月1日から公共施設の使用料や各種手数料を改定しま

す。詳しい改定内容については、施設窓口ま たは担当課へお問い合わせください。また、 市ホームページにも掲載していますので、あ わせてご覧ください。



変更になる施設・証明書など	問い合わせ
市営バス	総務課 ☎ (43)1113
税関係証明書	税務課 ☎(43)1115
印鑑登録証明、住民票・戸籍の写し など	市民課 ☎ (43)1117

変更になる施設・証明書など	問い合わせ
・生涯学習館 ・学校体育施設 ・市体育館 ・矢板武記念館 ・市武道館 ・市弓道場 ・日新体育館 ・日新多目的グラウンド ・長井体育館 ・上伊佐野体育館 ・泉運動場 ・矢板運動公園 ・片岡運動場 ・片岡運動広場 ・農業者トレーニングセンター	生涯学習課 (43)6218
城の湯温泉センター (研修室 など)	城の湯温泉センター ☎ (44)1010
矢板市コミュニティホール	片岡公民館 ☎ (48)0101
農村環境改善センター (会議室、卓球台 など)	農村環境改善センター ☎(43)4675

自転車保険に加入していますか?

自転車は身近で便利な交通手段ですが、乗り方を誤れ ば歩行者などに大けがをさせてしまいます。

自転車利用者が交通事故を起こし、相手にけがを負わ せたというような事例で、高額な損害賠償を命じる判決 が相次いでいます。

国土交通省の自転車活用推進本部では、被害者救済の 観点から自転車損害賠償保険などの加入の必要性は高い と示しています。

事故を起こさないための安全運転はもちろんですが、 万が一事故を起こしてしまったときの備えとして、自転 車損害賠償保険などに加入することをお勧めいたします。 問い合わせ/

くらし安全環境課危機対策班 ☎(43)1114

自転車事故の高額賠償事例

【自転車と歩行者の事故】2013年(神戸地裁)

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走 行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の 女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折などの 傷害を負い、意識が戻らない状態になったとして、加 害児童の保護者に対し約9,500万円の支払いを命じた。 【自転車同士の事故】2008年(東京地裁)

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の 歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車 で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性 会社員に重大な障害(言語機能の喪失など)が残っ たとして約9,300万円の支払いを命じた。

ライト4(フォー)運動 の実施について

例年、日没が早まる10月以 降は、「人対車両」の交通事故が 顕著に増加し、なかでも日が沈 む 16 時以降の時間帯に多発す る傾向にあります。

特に、16時台の発生は、前 照灯を点灯していない車も多い ことから、ドライバーは前照灯 の早めの点灯を意識して、交通 事故を防止しましょう。

問い合わせ/

くらし安全環境課危機対策班 ☎(43)1114 矢板警察署

わあ~! よく見える! ありがとう! あっ車だり 前照灯は<mark>16時</mark>に点灯じましょう!! **週**間10月~2月

16時だよ!/

23 (43) 0110

暴力団追放 三ない運動にご協力を!

暴力団による被害を発生させないために、矢板地区暴 力追放協議会では「暴力団追放三ない運動+1」を推進 しています。

暴力団を利用しない 暴力団を恐れない + 暴力団と交際しない 暴力団に金を出さない

関係者が暴力団に加入していると疑わしい場合は、矢 板警察署または最寄りの交番へ相談しましょう。 問い合わせ/

くらし安全環境課危機対策班 ☎(43)1114

各種手当のご案内

各種手当の受付を行っています。詳しくはお問い合わ せください。

ツ中寺の際は、 ませい シロック がよい

窓口・問い合わせ/

①~③…子ども課 ☎(44)3600

	申請の際は、	事前にご相談ください。	④~⑧…社会福祉課 ☎(43) 1116
	手当の種類	対象	支給制限 (次のような方は対象外となります)	手続きに必要なもの
1	児童手当	誕生〜中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の 3月31日まで)の児童を養育している方	●児童を養育している方の所得が 一定額以上あるとき(一部支給) ●児童が施設入所しているとき	●印鑑●健康保険証●預金通帳●マイナンバー通知カード、または個人番号カード はか
2	遺児手当	両親、または父母の一方が死亡した義務教育修了前 の児童を養育している方	●住民税の所得割が課税されている とき ●児童が施設に入所しているとき	●印鑑●戸籍謄本●預金通帳●マイナンバー通知カード、または個人番号カードほか
3	児童扶養手当	次のいずれかを満たす、18歳になって最初の3月が来るまでの児童を養育するひとり親家庭の父、または母、あるいは養育者 ●父、または母が婚姻を解消している児童 ●母が婚姻によらないで出産した児童 ●父、または母の生死が明らかでない児童 ●父、または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ●父、または母が重度の障害にある児童 ●父、または母が法令により、引き続き1年以上拘禁されている児童 ●父はまたは母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	●本人・扶養義務者の所得が一定額以上あるとき ●児童が施設入所しているとき ●公的年金を受給しているとき (年金額によっては受給できる場合があります) ●父または母が婚姻しているとき (事実婚も含む)	●印鑑 ●戸籍謄本 ●年金手帳 ●預金通帳 ●健康保険証 ●マイナンバー通知カード、 または個人番号カード ほか
4	特別児童扶養手当	精神または身体が中程度以上の障がい状態にある 20 歳未満の児童を監護している父もしくは母、ま たは父母にかわって養育している方		●印鑑 ●戸籍謄本 ●預金通帳 ●身体障害者手帳、または 療育手帳、あるいは診断書 ●マイナンバー通知カード、 または個人番号カード
(5)	特別障害者手当	精神、または身体に重度の障がいがあるため、日常 生活において常時特別の介護を必要とする状態に ある 20 歳以上の方	●本人・扶養義務者の所得が一定額以上あるとき ・一一のでは、 ●施設に入所しているとき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●印鑑 ●戸籍謄本 ●預金通帳 ●身体障害者手帳、または療育手帳、あるいは診断書 ●年金受給者の方はその金額が分かるもの ●マイナンバー通知カード、または個人番号カード
6	障害児 福祉手当	精神、または身体に重度の障がいがあるため、日常 生活において常時の介護を必要とする状態にある 20 歳未満の児童		●預金通帳 ●身体障害者手帳、または
7	特定疾患者 福祉手当	10月1日現在、矢板市に住所が有り、特定難病・ 小児慢性特定疾病にかかっている方、またはその保 護者(親族)		●印鑑 ●預金通帳 ●特定医療費(指定難病)受給 者証、または小児慢性特定 疾病医療費受給者証
8	重度心身 障害児者 介護手当	身体障害者手帳(1級・2級)、または療育手帳(A1・ A2)を所持している方を在宅で常時介護している方		●印鑑 ●預金通帳 ●身体障害者手帳、または 療育手帳

市からのお知らせ **Yaita Information**

児童虐待を防ぎましょう~11月は児童虐待防止推進月間~



酸る、酸る、前く、投げ落とす、激しく揺さぶる、 やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、 ポルノグラフィの被写体にする など

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔に する、自動車の中に放置する、重い病気になって

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的 扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふる う(DV) など

子どもゃ保護者のこんなサインを 見落としていませんか?

子どもについて

も毎時に連れて行かない など

いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする 不自然な傷や打球のあとがある 衣頭やからだがいつも汚れている : 落ち着きがなく乱闘である 表情が乏しい、活気がない : 夜遊くまで — 人 て遊んている 保護者について

地域などと交流が少なく孤立している いさい子どもを家においたまま外出している 子どもの養育に関して拒否的、無関心である 子どものけがについて不自然な説明をする

【乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんを潜しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣き止まないと、 イライラしてしま うことは誰にても起こり得ます。しかし、泣きやまないからと いって、激しく思さぶらないてください。赤ちゃんや小さな子 どもが激しく得きぶられると、見た目にはわかりにくいてすが、 頭(脳や網膜)に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落と すこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを 安全な所に復かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分

連絡・問い合わせ/

市子ども課(8:30~17:15) **5** (44) 3600

県北児童相談所(8:30~17:00)

20287 (36) 1058



詳しくはこちら

※休日·夜間、上記以外時間帯

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

第2層協議体~話し合いの場に参加しませんか?

日時・場所/お住まいの地域にご参加ください。

1

各地区協議体名	日時	場所
矢板助け合いの会 「やさしい手」	11月27日(金) 14:00~15:30	生涯学習館
泉ぼっちの会	11月20日(金) 14:00~15:30	泉公民館
片岡ささえあいの会	11月25日(水) 14:00~15:30	片岡公民館

内容/主に高齢者分野においての「地域の困りごと」や 「あったらいいなと思う助け合い」などについて、楽 しく話し合い、情報共有をします。

対象者/地域での助け合い・支え合いに関心のある方な ど、どなたでも参加できます。



申込方法/前日までに電話でお申し込みください。 申込・問い合わせ/

社会福祉協議会 ☎(44)3000 高齢対策課 **23** (43) 3896



~地域での見守りや支援に役立てます!~ 在宅高齢者の実態把握事業

市では、独居および高齢者世帯などを対象に、高齢者 の心身の状況や生活の実態、支援を必要としている方を 把握し、地域包括支援センターによる見守りや適切な保 健・医療・福祉サービス、機関または制度につなげるた め、訪問による実態把握を行っています。

この事業は、市が2カ所の地域包括支援センターに 業務を委託しているため、担当地区の地域包括支援セン ター職員がご自宅にお伺いし聞き取りを行います。

職員がお伺いした際には、調査へのご協力をよろしく お願いします。

間取内容/身体状況や健康状態、緊急時の連絡先、介護 状況、日常生活で困っていることなどをお聞きします。 対象者/

- ・ひとり暮らしの高齢者(満75歳以上のひとり暮らしの方)
- ・高齢者のみの世帯(満75歳以上の高齢者のみで構成 される世帯)
- ・その他(上記以外で、一般世帯に属する高齢者のうち、 訪問の必要性があると思われる高齢者)
- ※満75歳以上(昭和20年4月1日以前に生まれた方)
- ※住民基本台帳を基に訪問対象者を抽出していますので、 世帯を分けている方などは実際に同居していても訪 問対象となります。

問い合わせ/高齢対策課 ☎(43)3896

令和3年からお元気ポイント事業が変わります!

これまで65歳以上の方は、活動内容に関わらず「に こにこメイト」として活動に参加していただいておりま したが、令和3年から右記のとおり変更になります。

お元気ポイントとは?

高齢者になっても充実した毎日を送れるよう、また、 まちづくりの担い手として活躍できるよう、社会参加 や健康づくり、生きがいづくりを応援する事業です。

事前に登録した方が、市が認める「地域ボランティ ア活動」や「生きがいづくり活動」に参加した場合、 その実績に応じて交換可能なポイントがもらえます。

~令和2年に活動されていた方へ~

個人で活動されている方で、年内に活動予定がな い方は、ポイントの交換申請を受け付けます。

日時/12月7日(月)・8日(火)9:00~16:00 ※受付場所や持ち物など、詳細はお問い合わせください。

- ・65歳以上で生きがいづくり活動をする方は「にこに こメイト」、65歳以上で地域ボランティア活動をする 方は「きらりんサポーター」での活動となります。
- ・きらりんサポーターの活動をする方は、必ず下記の養 成講座を受けていただきます。
- ・きらりんサポーターの方は、活動1回につき2ポイン ト付与されます。
- ※「にこにこメイト」、「きらりんサポーター」の詳しい 活動内容など、ご不明な点はお問い合わせください。

【きらりんサポーター養成講座】

①・②のどちらかを受講してください。

日時/①12月22日(火) ②令和3年1月8日(金) 13:30~2時間程度

場所/きずな館

申込・問い合わせ/

社会福祉協議会 ☎(44)3000 高齢対策課 **25** (43) 3896

高齢者のインフルエンザ予防接種早期接種特典 「道の駅やいた商品券」を贈呈します

新型コロナウイルス 感染症とインフルエン ザの同時流行を避ける ために、令和3年1月 31 日までにインフルエ 4和2年11月15日日~今和



ンザの予防接種をした高齢者の方に、特典として「道の駅 やいた商品券」2,000円分をお贈りします。商品券には使 用期限がありますので、早期接種にご協力をお願いします。

対象者/65歳以上の方で10月1日から令和3年1月 31 日までにインフルエンザの予防接種を受けた方

配付時期・方法/

予防接種を受けた翌月以降に簡易書留で郵送します。 商品券使用期限/令和3年2月28日まで

問い合わせ/高齢対策課 ☎(43)3896

令和 3 年度 矢板市立小・中学校 会計年度任用教育職員

矢板市立小・中学校において、きめ細かな指導を行う ため、会計年度任用教育職員を募集します。

募集人数/30人程度

報酬/

○教科担当 時給 1,401 円 (教員免許状:要) ○学習生活支援 時給 1,103 円 (教員免許状:不問) ○スクール・サポート・スタッフ兼図書事務員

時給 1,103 円 (教員免許状:不問)

※社会保険加入、通勤手当あり(2km以上)、期末手当あり

任用期間/令和3年4月~令和4年3月

勤務日/児童・生徒の登校する日

※春休み、夏休みなどの長期休業日は勤務を要しません。 勤務時間/1日7時間45分(内45分は休憩時間)

応募方法/市販の履歴書または市ホームページ (トップ ページ>子育て・教育>学校教育) からダウンロードした履

歴書に必要事項を記入の上、令和3年1月29日(金)(必 着)までに直接お持ちいただくか、郵送でご応募ください。 選考方法/書類選考・面接

※2月14日(日)に面接予定(後日通知します。)

応募・問い合わせ/〒329-2165 矢板市矢板 106-2

教育総務課 ☎(43)6217

県採用常勤教職員・会計年度任用職員 などの募集について

塩谷南那須教育事務所では、管内で勤務できる各 種職員を募集しています。詳しい内容は教育事務所 のホームページでご確認の上、塩谷南那須教育事務 所へ履歴書を郵送してください。

問い合わせ/〒 329-2163 矢板市鹿島町 20-22

塩谷南那須教育事務所

25 (43) 0176

募集 歩き・み・ふれる歴史の道



九尾の狐にまつわる伝説は那須湯本の史跡「殺生石」 が有名ですが、実は矢板市大槻にも伝説が残されていま す。一体どのような話なのでしょうか。

今回は古の伝説が息づく大槻を歩きます。健康ウォー キングをしながら、大槻の文化財を見てみませんか? 日時/11月21日(土) *荒天中止

8:50 大槻公民館(大槻 1027)集合

12:00 解散予定

定員 / 40 人 * 先着順

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内在住 者に限ります。

参加費/100円(保険料・資料代) *当日集めます ※文化財愛護協会会員は無料

見学地/石上神社、松竹山のサイカチ、富川酒造 など ※歩行距離 約 3km

持ち物/飲み物、雨具、ウォーキングに適した服装、マスク 申込方法/11月18日(水)までに、電話でお申し込 みください。

申込・問い合わせ/生涯学習課 ☎(43)6218

スポーツ講座「おうちでできるトレーニング」 ~トレーニングを継続するために~

日時・内容/

	日にち	時間	内容
1	11月27日(金)	10 * 00 ~ . 20 * 20	下半身のトレーニング
2	12月11日(金)	19:00 ~ 20:30	上半身のトレーニング

※連続講座ではありません。ご希望の回をお申し込みく ださい。

場所/生涯学習館 研修室(1)・体育室

対象/市内にお住まいの方

定員/各回30人 ※先着順 参加費/各回100円 講師/星野 真澄先生

【経歴】元プロ野球選手、現在は社会人野球・クラブチー ム選手兼任コーチを務める。

持ち物/筆記用具、動きやすい服装、体育館シューズ、 ヨガマット、タオル、飲み物

申込方法/11月25日(水)までに、電話でお申し込 みください。

申込・問い合わせ/

生涯学習課スポーツ推進班 ☎(43)6218

「ヘルプカード」を配布しています

緊急時や災害時、日常生活で困ったときに、周りの方 に支援が必要なことを知らせることができる「ヘルプ カード」を無料で配布しています。ぜひご活用ください。 配布場所/社会福祉課窓口

対象/

- ①障がい者手帳をお持ちの方(身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳)
- ②指定難病医療(一般・小児)を受給されている方
- ③そのほか、何らかの理由で支援を必要とする方

必要なもの/

障がい者手帳、受給者証など *代理受領可 問い合わせ/社会福祉課 ☎(43)1116





歳末たすけあい見舞金

皆さんにご協力いただいた「歳末たすけあい募金」から、 経済的に困窮している世帯に対し、見舞金を配分します。 詳細は、社会福祉協議会に直接お問い合わせください。

市内に住民登録があり、経済的に困窮している世帯 ※生活保護を受けている世帯は対象外です。

※申請には世帯の収入が分かる書類や必要な経費(家賃、 医療機関領収書など)の証明書類が必要となります。

申請方法/11月13日(金)8:30~17:15(土・日・ 祝休日除く)までに、直接申請(郵送不可)してくだ さい。窓口まで来られない場合は、地区担当民生委員 にご相談ください。

申請・問い合わせ/社会福祉協議会 ☎(44)3000



協力ください!

日時/11月19日(木)

 $10:00\sim11:45$

 $13:00 \sim 16:00$

場所/市保健福祉センター

内容/全血献血のみ 200ml・400ml

問い合わせ/健康増進課

T (43) 1118





点灯期間 / 11月27日(金)~令和3年1月13日(水) 17:30 ~ 23:30



※コロナウイルス感染症拡大防止のため、点灯式などの イベントは行いません。

問い合わせ/矢板まちづくり研究所事務局 **2080** (6503) 5952







18 令和 2 年 11 月号